



元医保第 1167 号
令和 2 年 2 月 14 日

愛媛県国民健康保険運営協議会会長 様

愛媛県知事 中村 時広



国民健康保険事業に関する審議について（諮問）

国民健康保険法第 11 条第 1 項に基づき、次の事項について諮問します。

記

国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること

国保事業費納付金の徴収に関すること【諮問事項】

【納付金算定に関する係数等の設定】

事 項	事務局（案）	
	変 更 前	変 更 後
保険料 激変緩和措置	市町ごとの1人当たり保険料必要額の伸び率が、医療給付費等の自然増による伸び率を超過する場合、超過部分を激変緩和の対象とする。	市町ごとの1人当たり保険料必要額の伸び率が、医療給付費等の一定割合を超過する場合、超過部分を激変緩和の対象とする。 <u>一定割合は、自然増による伸び率+δとし、δ≒0.2%とする。</u>

《参考》その他の係数については、従前どおり。

事 項	答申内容
所得係数「 β 」	標準の β (全国平均所得を1とした場合の県平均所得)
市町への配分方法 (2～4方式)	3方式 (均等割・平等割・所得割)
均等割、平等割 の比率	7 : 3 (均等割 : 平等割)
医療費指数 反映係数「 α 」	$\alpha = 1$ (医療費水準を最大限反映)

(案)

令和2年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

愛媛県国民健康保険運営協議会
会 長 岡 本 直 之

国民健康保険事業に関する審議について（答申）

令和2年2月14日に当協議会に諮問された標記について、次のとおり答申します。

記

- 国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること
別添のとおりとすることが適当である。

国保事業費納付金の徴収に関すること

【納付金算定に関する係数等の設定】

事 項	答 申
保険料 激変緩和措置	市町ごとの1人当たり保険料必要額の伸び率が、医療給付費等の一定割合を超過する場合、超過部分を激変緩和の対象とする。 一定割合は、自然増による伸び率+ δ とし、 $\delta=0.2\%$ とする。